

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百三十九回 真正護憲論のあゆみ（その二十）

南出喜久治（令和5年10月15日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告))

「国民主権主義では子孫は不幸になる」
といふのは本当なのです。

なぜなら、国民主権によれば、次のやうなことを高らかに宣言できますし、これを否定したり制限したりすることは、国民主権を否定する危険思想として葬り去られることになるからです。

すなはち、

「死んだ者やこれから生まれてくる者に対して、何ら遠慮することはない。我々は国民主権を何ものにも拘束されないものとして勝ち得たのである。神ですら排除したのである。国民主権は絶対である。だから、景気浮上のため赤字国債をどんどん発行できる。借金を将来に累積させても主権者の勝手である。今さへよかつたらよい。子孫が借金に喘ぐことも知つたことではない。子孫のために我慢して借金を減らしたり耐乏生活をすることを唱へると政治家は落選するし、そんな道徳めいたことを言つて我々に贅沢をさせないことを求めるのは人権侵害の危険思想である。娑婆にゐる者だけが幸せならよい。我々の時代で散財し、借金を子孫に負担させることも親の権利として、主権者としては当然である。先祖を冒涜することもできる。死人に口なしである。」と。

主権は絶対であり、誰も侵すことはできません。神聖不可侵です。天皇であらうが、國民であらうが、これが一度認められると、その濫用を阻止することはできません。生きてゐる者だけで、人々が過去から現在まで、そして将来へと営んできた暮らしを独断で変更も廃止もできるのでせうか。現在の選挙民団の意志だけで過去との断絶も将来の子孫の生活のことまで一切を決定することが許されるのでせうか。子孫を生かすも殺すも勝手であると言へますか。死んだ人や、選挙権を持たない子供や、これから生まれてくる子孫には一切発言する権限もないでせうか。文化も言語も、生きてゐる者の判断で自由に取捨選択できるのでせうか。莫大な借金を作つて、それを子孫に全部負担させることを決めても許されますか。地球の環境を壊し、自国・他国を崩壊させることも自由にできるのでせうか。

国民主権の立場であれば、その好き嫌いは別として、これらをいづれも一切の制限なしに肯定する権限を国民が持つことになります。これは、心有る人々の判断からすれば、人非人の考へ方です。

さうなのです。国民主権とは、人非人の法律思想であり、こんな考へ方に普遍性がないことは、早晚明らかになるはずです。

こんな話をすると、私は、国民主権を認めても、そんな酷いことはしないやうに自重しますと言ふ人も出てきます。しかし、その人は偽善者です。その人がしなくとも、他の大多数の人によつてそのやうに決めれば終りです。自分がお利口さんになつて自己満足するだけです。こんな恐ろしいことができることを涼しい顔をして放置してゐること自体が問題なのです。

ですから、国民主権は否定されなければなりません。

しかし、この国民主権を編み出したのが現代の憲法学ですので、憲法学が今後どのやうな方向へ向かつてゐるのかを知つておく必要があります。

そもそも主権といふ概念は、God（主）が持つ権利といふ意味です。創造主である絶対神である God の権利は万能です。その God の持つ権利を God から奪つて人間が持つといふことです。

罪刑法定主義を唱へたフォイエルバッハの子、ルートヴィヒ・アンドレアス・フォイエルバッハが、マルクス、エンゲルス、シュトラウス、ニーチェなどに後世多大な影響を与へた『キリスト教の本質』(1841+660)を著し、その中で、「人間の唯一の神とは、いまや人間それ自身である。」、「人間が神を作つた。」と述べてゐることからも明らかなのです。

帝國憲法について、これは天皇主権を定めたとしてゐる見解があります。しかし、これは誤つてゐます。帝國憲法には、主権といふ用語は全く用ゐられてゐないからです。それどころか、告文や勅語の中には、大御稟威（おおみいつ）が皇祖皇宗に由来する旨が説かれており、主権者が当今（今上陛下）ではなかつたことが窺ひ知れます。主権といふ用語は、日本では用ゐる必要性も可能性もありませんが、しいて主権という用語を用ゐるならば、「國體主権」といふべきであります。「國體」とは何かといふことについては後で述べますが、帝國憲法の主権概念は、「天皇主権」でもなく、「国民主権」でもありません。

帝國憲法下の議論でも、主権の帰属について争ひがありましたが、占領憲法においては、国民主権だとする見解が定説となつてゐます。この国民主権が人非人の法律思想であることは先に述べたとほりですが、占領憲法下では、國體について全く議論されたことがありません。

国家は、有機的な統一体でありますから、国家法人説とその日本版学説である天皇機関説は、正しい方向性を持つてゐました。しかし、この考へ方の根本的な誤りは、生きてゐる人間、それも実質は選挙権を持つてゐる者だけの有機体と捉へた点です。国家とは、現構成員のみならず、文化、伝統などを含めた総体であることを認識してゐない点です。國家法人説は、国家を法人とみなしますから、法人の最高決定機関で全てが決定されます。これが株式会社の場合であれば、株主総会で決定するといふ論法は正しいかも知れませんが、これを国家に当てはめることに無理があります。会社の場合であっても、創業の精神といふものがあります。それが、定款（憲法）に記載されてゐないとしても、本当はこれがその会社の社会的使命にとつて重要な意味を持つてゐるのです。しかし、現在の会社法の解釈では、この創業の精神なるものは無視されます。はたして、これでよいのでせうか。このやうなことは、他にいくらでもあります。たとへば、学校であれば、建学の精神であり、軍隊であれば建軍の精神です。このやうな中心的指針を最高規範と認識できず、これを定款の必要的記載事項としない現在の法律学には根本的な欠陥があると言へます。ましてや、国家の場合はなほさらです。文化、伝統、それに祖先の意思などを無視し、生きてゐる者だけで何でも決められるとする傲慢さを追求する国民主権で本当に国家経綸が可能でせうか。「死人に口なし」、「子供に口なし」、「大人だけに口あり」とするのが国民主権主義です。そして、前にも述べましたが、この主権は誰からも、何からも制約されないとします。これを国民主権の「絶対性」と呼んでゐます。神の権利の絶対性を引き継いだとするからです。さらに、国民の総意によるものは絶対に誤まりがないとするのです。これを国民主権の「無謬性」と呼んでゐます。これも神の無謬性を引き継いだとするのです。

しかし、国民主権といふのは、今まで述べてきましたやうに、簡単に言へば、「生きてゐる大人で何でも決められる制度」ですから、「おれたちの決めたことに、先祖や子供から文句は言へないし、言はせない」ことを意味してますので、この「絶対性」とか「無謬性」といふのは自画自賛の極致に過ぎません。

そして、「放蕩息子のわがまま」を認める国民主権主義が財政的に大きな矛盾に直面してゐる状況から、この国民主権主義が理論的にも現実的にも破綻してゐることを知らなければなりません。それを理解したうへで、国民主権から國體主権へと進展させる必要があります。

現代の憲法学は、この「放蕩息子」が自分のわがままを自覚して自制できるのか、とい

ふ国民主権の本質的な難問にぶち当たつてみます。現代の教育問題の場合も同様ですが、放蕩息子の自覚に期待して、自覚するまで待つてゐるといふことは偽善者の口車に乗せられて自滅することを意味します。そのため、現代の憲法学は、長く学界を支配してきたこの国民主権思想の呪縛から脱却することが刻下の急務なのです。